## 不当要求行為等を受けたときのフローチャート

**不当要求行為等**

○暴力的行為、威迫する言動その他の不当な手段により、公正な職務の遂行を損なうおそれがある行為を要求する。

○ 社会的常識を逸脱した手段により、市の適正な業務の遂行に著しい支障を及ぼし、また、職員の対応が困難になる状況を生じさせる行為を行う。

**対　　応**

緊急通報

身体等に対する急迫不正な侵害の場合

緊急通報

**110番又は東広島警察署刑事第二課**

対応［職員、不当要求行為等対策責任者］

不当要求行為等

報告

指示

**（実態把握）**

**対応策**

**不当要求行為等防止対策委員会委員長**

**委員（教育長、水道事業管理者、部局長、支所長）**

協議
検討
連絡調整

招集

**不当要求行為等防止対策委員会**

（委員会の所掌事務）

①不当要求行為等に関する実態の把握

②対応体制及び対応方針の協議及び決定

③関係機関との連絡調整

④不当要求行為等を未然に防止するために必要な事業

⑤その他目的を達成するために必要な事業

**広島県警察本部刑事部捜査第四課**

不当要求行為等防止対策委員会庶務（総務部総務課）